

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第19号

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例施行規則（平成27年亀山市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前		
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="252 1151 794 1218"><tr><td data-bbox="252 1151 794 1218">[略]</td></tr></table> <p>備考</p> <p>[1 略]</p> <p>2 所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。当該所得割は、<u>同項第9号</u>に規定する扶養親族のうち、年齢16歳未満の者を同法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族とみなして同法の規定を適用する。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第</p>	[略]	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="850 1151 1393 1218"><tr><td data-bbox="850 1151 1393 1218">[略]</td></tr></table> <p>備考</p> <p>[1 略]</p> <p>2 所得割（地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。当該所得割は、<u>同項第8号</u>に規定する扶養親族のうち、年齢16歳未満の者を同法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族とみなして同法の規定を適用する。）の額の計算については、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第</p>	[略]
[略]			
[略]			

5条の4の2第6項の規定は適用しないものとし、亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第45条第1項の規定により市民税の減免があった場合にはその額を控除するものとする。

[3及び4 略]

5 備考4の規定にかかわらず、市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯（第1階層及び第2階層を除き、ひとり親世帯等にあつては77,101円未満の世帯とする。）であつて教育・保育給付認定保護者に子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等が複数人いる場合におけるこの表の適用については、第1子についてはこの表に掲げる額の全額とし、第1子から順に2人目はこの表に掲げる額の半額（第3階層と認定された世帯については、無料）とし、3人目以降は無料とする。ただし、市町村民税の所得割額77,101円未満のひとり親世帯等の場合は、2人目以降は無料とする。

別表第2（第4条関係）

[略]

5条の4の2第6項の規定は適用しないものとし、亀山市税条例（平成17年亀山市条例第50号）第45条第1項の規定により市民税の減免があった場合にはその額を控除するものとする。

[3及び4 略]

5 備考4の規定にかかわらず、市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯（第1階層及び第2階層を除き、ひとり親世帯等にあつては77,101円未満の世帯とする。）であつて教育・保育給付認定保護者に子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等が複数人いる場合におけるこの表の適用については、第1子についてはこの表に掲げる額の全額とし、第1子から順に2人目はこの表に掲げる額の半額（第3階層と認定された世帯については、無料）とし、3人目以降は無料とする。ただし、市町村民税の所得割額77,101円未満のひとり親世帯等の場合は、2人目以降は無料とする。

別表第2（第4条関係）

[略]

備考

[1 略]

2 備考1の規定にかかわらず、市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯（別表第1又はこの表の階層区分が第1階層から第4階層までを除き、ひとり親世帯等にあつては77,101円未満の世帯とする。）であつて教育・保育給付認定保護者に子ども・子育て支援法施行令第14条に規定する特定被監護者等が複数人いる場合におけるこの表の適用については、第1子についてはこの表に掲げる額の全額とし、第1子から順に2人目はこの表に掲げる額の半額とし、3人目以降は無料とする。ただし、市町村民税の所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等の場合は、2人目以降は無料とする。

[3 略]

備考

[1 略]

2 備考1の規定にかかわらず、市町村民税の所得割額が57,700円未満の世帯（別表第1又はこの表の階層区分が第1階層から第4階層までを除き、ひとり親世帯等にあつては77,101円未満の世帯とする。）であつて教育・保育給付認定保護者に子ども・子育て支援法施行令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等が複数人いる場合におけるこの表の適用については、第1子についてはこの表に掲げる額の全額とし、第1子から順に2人目はこの表に掲げる額の半額とし、3人目以降は無料とする。ただし、市町村民税の所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等の場合は、2人目以降は無料とする。

[3 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。